

令和7年4月16日

保護者の皆様

府中町教育委員会教育長 新田 憲章
府中町立府中小学校長 青木真智子

学校のきまり（生徒指導規程）について

陽春の候、保護者の皆様には、平素から学校の教育活動にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、児童生徒の健全育成にあたっては、児童生徒一人一人の規範意識や自律心を高め、社会的な自立を進めていくことが重要です。学校においては、児童生徒の実態や社会の変化に応じて組織的な生徒指導に取り組んでいるところです。

すべての児童生徒が学校という集団生活の場で、安心して生活するためには、一定のきまりが必要です。各学校では、教育目標に向かって、児童生徒が安全で安心した学校生活を送り、保護者・教職員が協力して児童生徒の健やかな成長を図るためするために「学校のきまり（生徒指導規程）」を定めています。

児童生徒が、学校のきまりを自分のものとしてとらえ、内面的な自覚を促すように、教職員は指導していきますので、保護者の皆様にも、その内容や必要性についてご理解いただき、その上で、学校と家庭が協力しながら適切に指導していただければと思います。

なお、学校のきまりが守られなかった場合、保護者と連携の上、別紙にあるような特別な指導を行うこととなります。また、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱うべき行為については、警察等の関係機関とも連携を図っていきます。

よりよい学校生活が送れるよう、ご家庭でもお子さまとお話をしていただけたらと思います。

令和 7 年度 生徒指導規程



府中町立府中小学校

府中小学校生徒指導規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、安芸郡府中町立府中小学校の学校教育目標を達成し、児童が、安全で安心して学校生活を送るために定めるものとする。

第2章 校内生活に関すること

第2条 服装

1 服装

- ・ 通学服は、動きやすい服装とする。
(ミニスカートやロングスカートは着用を慎む。)
- ・ 学校指定の名札をつけ、校内では見えるようにしておく。
- ・ 儀式(入学式・卒業式・離任式)は、黒・紺・白・グレーなどを基調とした儀式にふさわしい服装にする。

2 体操服

- ・ 学校指定の体操服と赤白帽を着用する。
- ・ 体操服の下に肌着を着てもよい。
- ・ 冬期は長袖の体操服も着用できる。

3 靴

- ・ 運動しやすい靴で通学する。
(厚底靴やローラー付きは不可)
- ・ 上履きは教室と体育館共用とし、布製の白いシューズを使用する。
- ・ 靴のかかとを踏まない。
- ・ 上履きのまま外に出ない。また、外靴のまま上履きエリアに入らない。
- ・ かかとをそろえて靴箱に入れる。

4 冬季の服装について

- ・ 手袋、ネックウォーマー、マフラーなどは、登下校中のみの着用とする。
- ・ 校舎内では、ダウンジャケットなどの防寒着は身につけない。

- ・ 上着のフード、耳あては周囲の音が聞こえにくくなり危険なので使わない。

第3条 頭髪

- ・ **学習の妨げにならないように、肩についた長い髪はゴムで結ぶ。**

(ゴムやピンの色は黒・茶・紺とする。)

- ・ カチューシャや大きな飾りのある髪留めはしない。
- ・ 不自然な髪型にはしない。
(染髪・脱色・パーマ・エクステはしない。)

※髪型の改善が必要な場合は、家庭連絡をし、保護者と連携する。

第4条 持ち物

1 学用品

- ・ かばんは、ランドセルを使用する。
- ・ 各学年の「学習道具一覧表」に示されるものを使用する。ここに書かれているもの以外は持ってこない。

2 不要な物

- ・ 勉強に使う物以外は持ってこない。
(持ってきた不要物は一旦学校で預かる。)
- ・ ランドセルや持ち物にキーホルダーなどの飾りをつけない。
- ・ スマホや携帯電話は原則持ってこない。
- ・ 携帯用カイロは原則使用禁止
(体調等の特別な事情で使用する際は、保護者から担任に連絡する。)
- ・ ピアス、イヤリングをつけない。
- ・ 化粧はしない。

3 その他

- ・ 持ち物には必ず記名する。
- ・ 傘は持ってきた当日、忘れず持ち帰る。
- ・ 水彩や習字の筆、すずり、パレット等の汚れは家で洗う。

第5条 校内生活について

1 学習について

- ・ チャイムの合図を守る。
(トイレは休憩中に済ませておく。)
- ・ 学習ルールを守る。
- ・ 返事・言葉遣いに気を付け、人を傷つける言葉を言わない。
(私語や授業の妨げになる発言はしない。)

2 校舎内の過ごし方

- ・ 校舎内では走ったり騒いだりしない。
- ・ 廊下や階段では静かに右側を歩く。
- ・ 教室移動の際は、先生と一緒に2列に並んで静かに移動する。
- ・ 特別教室や空き教室に勝手に入らない。
- ・ 窓から体を出さない。
- ・ 雨の日は室内で静かに過ごす。
- ・ 玄関では、ボールをついたり走ったりしない。

3 遊びについて

- ・ 決まりを守って遊ぶ。
- ・ 東校舎や西校舎の周辺、体育館裏、駐車場、植え込みのまわりでは遊ばない。
- ・ 休憩時間はバットを使ったり、ボールを蹴ったりする遊びは原則禁止とする。
- ・ 中庭では走らない。
(鬼ごっこやボール遊びは禁止)
- ・ 雨でぬれているときは中庭で遊ばない。
(教室移動で通ることも不可)

4 その他

- ・ 図書室は、大声を出したり走ったりせず、マナーを守って利用する。
- ・ エレベーターは原則使用禁止とする。
- ・ 学校の施設、樹木や花を大切にする。
- ・ 学校の用具を使用する場合は、大切に使い、責任を持って返却する。

第6条 登下校・欠席等

1 登下校

- ・ 8時10分までに登校する。
(玄関は7時40分まで開かない。安全面の観点から早過ぎる登校は控える。
また始業は8時10分だが、準備等の時間も考え余裕を持って登校する。)
- ・ 登下校では通学路を通る。
- ・ 登校後は、忘れ物があっても家に取りに帰らない。
- ・ 下校時は寄り道をせずに、まっすぐ下校する。
- ・ 登下校時には防犯ベルや笛を携帯する。

2 欠席等

- ・ 欠席や遅刻の場合、保護者は始業時までに学校に連絡する。
- ・ 遅刻・早退する場合、保護者が必ず送り迎えをする。

第3章 校外生活に関すること

第7条 校外生活について

1 遊びについて

- ・ 危険な遊びの禁止
(火遊び ・ 石投げ ・ 石けり)
- ・ 子どもだけで川や池に立ち入らない。
(水辺で遊ぶ際は保護者同伴とする。)
- ・ 道路や駐車場では遊ばない。
- ・ 道路や建物等に落書きをしない。
- ・ よその家の庭や駐車場で遊ばない。
(よその家の敷地には立ち入らない。)
- ・ 倉庫や空き地など、人目につかないところで遊ばない。
- ・ 店舗の中で遊ばない。
- ・ 放課後、学校で遊ぶ際は飲食しない。
(水分補給用の水筒持参は可)

2 外出について

- ・ 行き先や帰る予定時刻を家族に伝える。
- ・ 帰宅時間を守る。

《夏季（４～９月）⇒ 午後６時》

《冬季（１０～３月）⇒ 午後５時》

- ・ 子どもだけで夜間外出しない。
- ・ 子どもだけで校区外に遊びに行かない。
- ・ ゲームセンターやカラオケ等の娯楽施設や飲食店に子どもだけで入店しない。

3 買い物等

- ・ 許可を得たおつかい等の特別な事情を除き、子どもだけで買い物に行かない。
- ・ 子どもだけでショッピングモール等に行かない。
- ・ 買い物以外の目的で店に入らない。
- ・ 人におごったりおごられたりしない。
- ・ 金品をねだったり強要したりしない。
- ・ 子ども同士でのゲームソフトやカード等の交換・売買は禁止とする。

4 公共施設の利用について

- ・ くすのきプラザや町立図書館、北交流センター（ハッピーズ）などの公共施設は、決まりやマナーを守って利用する。
- ・ 館内で騒いだり走り回ったりしない。
- ・ フロアや通路を占有しない。
- ・ エレベーターは原則使用しない。
- ・ 用のない階に立ち入らない。
- ・ 子どもだけで食堂を利用しない。
- ・ 敷地内では飲食しない。
- ・ 各施設職員の指示を守って利用する。

5 不審者対応（いかのおすし）

- ・ 知らない人にはついて行かない。
- ・ 知らない人の車には絶対に乗らない。

- ・ 危険を感じたら大きな声で助けを呼ぶ。
- ・ 危険を感じたらすぐに逃げる。
- ・ 不審なことは周囲の大人に知らせる。
- ・ 不審な電話には対応せず家族につなぐ。
（住所や電話番号等は絶対に教えない。）

第8条 交通安全

1 歩行時

- ・ 信号のない横断歩道は原則使用しない。
- ・ 歩道では安全な歩行に努める。
（駐車場から出入りする車にも留意する。）
- ・ ボード類は公道上では使用しない。
- ・ 迷惑行為の禁止
（数人で横に広がって歩かない。）
（歩道上で走ったり遊んだりしない。）

2 自転車走行時

- ・ ３年生の自転車教室が終了するまでは、大人と一緒に乗る。
- ・ 左側を一列で走行する。
- ・ スピードの出しすぎや片手運転など、危険な乗り方は絶対にしない。
- ・ 交差点では必ず停止する。
- ・ 迷惑な駐輪をしない。
- ・ ヘルメットの着用を心がける。

第9条 インターネットの利用について

- ・ 「学習者用パソコンの使い方の約束」を守る。
- ・ インターネットに個人情報を載せない。
- ・ 他者を誹謗中傷する内容を載せない。
- ・ SNSやオンラインゲーム等の利用は家族との約束を守って行う。

第4章 特別な指導に関すること

児童が決まりを守れなかった場合等は、状況に応じて教育活動とは異なる「特別な指導」を行う。「なぜ、そうってしまったのか。」「今後どのような行動をすれば、そのようなことが防げるのか。」等の振り返りをしっかりと行い、より良い学校生活が送れるよう支援することが目的である。また、「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

第10条 問題行動への特別な指導

児童が問題を起こした場合、教育上必要と認められた場合は、日々の教育活動とは異なる特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度・常習性も配慮して指導を行う。

1 問題行動

触法行為、いじめ、暴言、授業妨害、不要物持参等の事案が発生した場合は、状況に応じて保護者と学校で面談したり、警察等の関係機関と連携を図ったりする。

2 指導内容

特別な指導に該当する問題行動や指導内容は、以下の一覧表の通り。

特別な指導		
問題行動	指導内容	期間等
<u>不要物</u>	・その場で指導 ・個別指導（事実確認及び説諭、反省文）	・不要物は一次預かり後、保護者へ連絡する。放課後保護者に来校してもらい返却する。
<u>授業妨害</u> <u>指導無視</u>	・個別指導（事実確認及び説諭、反省文）	・状況が改善しない場合は、1～3日間を目安に継続して指導する。
<u>暴言</u>	・個別指導（事実確認及び説諭、反省文）	・状況が改善しない場合は、1～3日間を目安に継続して指導する。
<u>いじめ</u>	・個別指導（事実確認及び説諭、反省文） ・謝罪 ・継続指導	・必ず複数教員で対応 ・保護者連携（面談及び謝罪）を原則とする。 ・継続指導は、奉仕活動も含め3日間を目安に実施する。 ◎被害児童の心のケアを第一に優先する。
<u>法に触れる行為</u> ・万引き、窃盗 ・飲酒、喫煙 ・器物損壊 ・暴力行為 ・深夜徘徊 ・その他（火遊び等）	・個別指導（事実確認及び説諭、反省文） ・学校面談 ・謝罪 ・継続指導	・触法行為については、警察連携を原則とする。 ・継続指導は、奉仕活動も含め3日間を目安に実施する。 ・故意に壊したものについては弁償の対象となる場合もある。

3 特別な指導の手順

- ① 複数教員で事実確認をする。
- ② 生徒指導主事、管理職へ報告し、生
起した事案の共有をし、今後の対応
について確認を行う。
- ② 特別な指導のねらいや内容、期間
については保護者に伝える。
- ④ 当該児童への個別指導をする。
(指導、説諭、反省文による振り返り)
- ⑤ 担任、生徒指導主事等による1～3
日間の継続指導を行う。
- ⑥ 特別な指導が終了したら、本人の様
子などを保護者に伝える。
- ⑦ 指導記録に残す。

※必要に応じて保護者に来校を要請する。

第5章 その他

第11条 生徒指導規程の周知

入学説明会やPTA総会等で配布し、説
明を行う。また、ホームページにも公開し
ていく。

第12条 生徒指導規程の見直し

生徒指導規程は、必要に応じて見直しを
行う。